



2024年3月28日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 株式会社 ナガホリ

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太 (コード番号 8139 東証スタンダード) 問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文 (TEL. 03-3832-8266)

株主総会決議取消訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ

当社は、2023年7月21日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主総会決議取消訴訟の提起及び当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社(以下「リ・ジェネレーション」といいます。)より、当社が2023年6月29日に開催した第62期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の決議の取消請求訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)の提起を受けておりましたが、この度、東京地方裁判所において、本件訴訟におけるリ・ジェネレーションの請求を棄却する判決(以下「本棄却判決」といいます。)がなされ、本日、本棄却判決に係る判決書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、2023年6月29日付け「第62期定時株主総会における報告及び決議の結果に関する お知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本定時株主総会を開催し、当社より上程した各議 案(「剰余金の処分の件」「取締役8名選任の件」「監査役1名選任の件」「リ・ジェネレーシ ョン株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等 への対応方針の継続・更新の件」) については、いずれも大多数の株主の賛成をもって原案どお り承認可決されておりました。また、本定時株主総会においては、リ・ジェネレーションより提 案を受けた議案である「取締役4名選任の件」についても上程されておりましたが、いずれの候 補者についても圧倒的多数の反対により否決されておりました。本件訴訟は、リ・ジェネレーシ ョンが、本定時株主総会における長堀慶太、吾郷雅文、白川文彦、富樫直記、長沢伸也及び洲桃 麻由子を取締役に選任する決議並びに佐藤亮輔を監査役に選任する決議(以下「本件決議」とい います。) に関し、リ・ジェネレーションが 2023年4月12日付けで行った同年3月31日現在 の当社の株主名簿(以下「本株主名簿」といいます。)の閲覧謄写請求に対して、当社が本株主名 簿の開示を遅延したと主張し、これが本件決議の方法が著しく不公正なときにあたるとし、また、 当社が本定時株主総会の招集通知に同封した補足説明資料の記載が、リ・ジェネレーションに関 する不当な印象操作にあたると主張し、これが本定時株主総会の招集の手続き又は決議の方法が 著しく不公正なときにあたるとして、本件決議の取消しを求めて提起したものです。

2. 本件訴訟を提起した者

名称 リ・ジェネレーション株式会社 所在地 東京都港区芝五丁目 13-13 代表者 代表取締役 尾端 友成

3. 本件訴訟の概要

- (1)裁判所 東京地方裁判所
- (2)提訴日 2023年7月7日
- (3) 訴状送達日 2023年7月20日
- (4) 訴訟の内容 本件決議の取消しの請求 訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

4. 本棄却判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする

なお、本棄却判決において、東京地方裁判所は、当社の本株主名簿の開示の時期については、 リ・ジェネレーションが申し立てた株主名簿閲覧請求仮処分事件について当社が争ったことは正 当な権利行使であると判断し、本件決議の方法が著しく不公正なときに該当しない旨判示し、ま た、当社が本定時株主総会の招集通知に同封した補足説明資料の記載についても、リ・ジェネレ ーションに関する「不当な印象操作を行ったとは認められず、被告〔当社〕取締役会の意見とし て社会通念上許容される相当な範囲を超えているものであるともいえない」と判断し、本定時株 主総会の招集の手続き又は決議の方法が著しく不公正なときにも該当しないと判示しており、本 棄却判決は、当社の主張を全面的に認め、リ・ジェネレーションの請求を完全に排斥するもので す。

5. 当社の対応方針等

当社は、本棄却判決につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。当社といたしましては、今後も、適法で適正な株主総会運営に努めて参ります。なお、現段階では、本棄却判決による当社の業績に与える影響はないものと判断しております。

今後、原告の控訴等、改めて開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたしますが、 原告への本棄却判決に係る判決書の送達日より 2 週間以内に控訴がなければ判決が確定いたしま す。

以上